（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二百八条　施行日前に前条の規定による改正前の児童手当法（以下この条において「旧児童手当法」という。）第二十三条第二項又は第三項（これらの規定を旧児童手当法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正）

第二百九条　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予」に改める。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百十条　施行日前に前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十八条第一項に規定する調停の申請がされた場合におけるその申請に係る時効の特例については、前条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下この条において「新男女雇用機会均等法」という。）第二十四条（新男女雇用機会均等法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（雇用保険法の一部改正）

第二百十一条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第七十四条中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加える。

（雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二百十二条　施行日前に前条の規定による改正前の雇用保険法第六十九条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（賃金の支払の確保等に関する法律の一部改正）

第二百十三条　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第四百七十四条第一項ただし書及び第二項」を「第四百七十四条第二項から第四項まで」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第二百十四条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第百二十八条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第百六十条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百十五条　施行日前に前条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律第百二十八条第二項又は第百六十条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正）

第二百十六条　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「五年間行わない」を「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に改める。

（介護保険法の一部改正）

第二百十七条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百八十三条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二百十八条　施行日前に前条の規定による改正前の介護保険法第百八十三条第二項又は第二百条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（平成十八年改正前介護保険法の一部改正）

第二百十九条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の一部を次のように改正する。

第百八十三条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（平成十八年改正前介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十条　施行日前に前条の規定による改正前の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第百八十三条第二項又は第二百条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正）

第二百二十一条　個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予」に改める。

（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十二条　施行日前に前条の規定による改正前の個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第五条第一項に規定するあっせんの申請がされた場合におけるその申請に係る時効の特例については、前条の規定による改正後の個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（以下この条において「新個別労働関係紛争解決法」という。）第十六条（新個別労働関係紛争解決法第二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正）

第二百二十三条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十四条　施行日前に前条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十七条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその効力については、なお従前の例による。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正）

第二百二十五条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第十三条中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十六条　施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十二条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。